

『土砂災害警戒区域』の位置を確認しましょう！

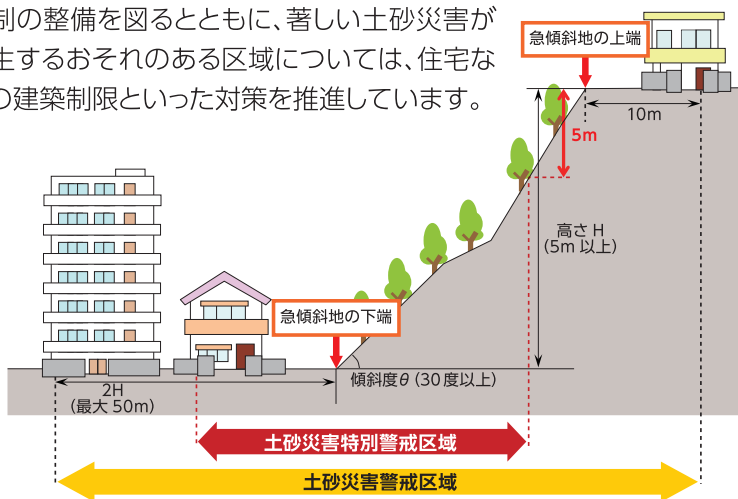
斜面地やその付近にお住まいの皆様へ

全国的に大雨による土砂災害が多発しています。被災しないためには、大雨のときだけでなく、**日頃から土砂災害への備えを万全にしておく**ことがとても大切となります。

『**自宅が土砂災害警戒区域に入っているか**』、『**避難場所はどこか**』等をしっかりと確認しておき、もしもの時にも焦らず行動できるよう、日頃から準備をしておきましょう。

1 土砂災害防止法とは

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(通称:土砂災害防止法)」は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある区域については、住宅などの建築制限といった対策を推進しています。



土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害警戒区域の指定基準

- 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50メートルを超える場合は50メートル)以内の区域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害特別警戒区域の指定基準

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力を上回る区域。

2 『土砂災害警戒区域』や『避難所』などの位置を確認しよう！

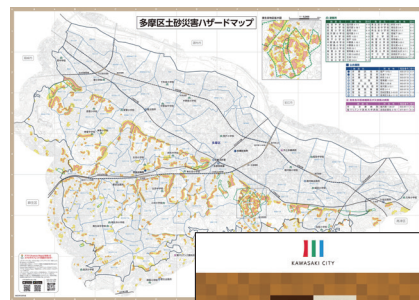
土砂災害ハザードマップを活用して確認することができます！

川崎市では、『土砂災害警戒区域』を示した『**土砂災害ハザードマップ**』を作成していますので、ご自宅や通学路等が『**土砂災害警戒区域**』や『**土砂災害特別警戒区域**』に入っているか確認することができます。

また、避難所をはじめ、避難に役立つ情報を示していますので、ご利用ください。

※土砂災害警戒区域等に指定されていないことをもって、土砂災害の危険性が全くないというわけではありません。

土砂災害ハザードマップ(例)



土砂災害ハザードマップは、裏面に記載している「問い合わせ先(ハザードマップ配布窓口)」で入手することができます。

※川崎市及び神奈川県ホームページでも確認することができます。

川崎市土砂災害ハザードマップ

神奈川県土砂災害情報ポータル



検索



3 気象情報や避難に関する情報の流れを確認しよう！

災害の危険性が高まると、『土砂災害警戒区域』に『避難情報』を発令します！

<避難情報等>

| 警戒レベル | 避難行動等 | 避難情報等 |
|--------|--|-----------------------------|
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生又は切迫している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。 | 緊急安全確保 (川崎市が発令) |
| 警戒レベル4 | 危険な場所から全員避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。 | 避難指示 (川崎市が発令) |
| 警戒レベル3 | 避難に時間を要する人（ご高齢の方、体の不自由な方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。 | 高齢者等避難 (川崎市が発令) |
| 警戒レベル2 | 避難に備え、土砂災害ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。 | レベル2 土砂災害注意報 (気象庁が発表) |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高めましょう。 | 早期注意情報 (気象庁が発表) |

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報】

警戒レベル5相当情報
レベル5土砂災害特別警報

警戒レベル4相当情報
レベル4土砂災害危険警報

警戒レベル3相当情報
レベル3土砂災害警報

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

令和8年5月29日から、新たな防災気象情報の運用開始に伴い、警報等の名称が変更されました。

※避難情報等は令和8年5月時点の情報です。

避難情報等が配信されるメールニュースかわさきに登録しましょう。

※避難に関する情報が発令されていない状況でも、危険を感じた場合には迷わず避難行動を開始してください。

4 状況に応じた避難行動を確認しよう！

『土砂災害警戒区域』の外に出ることが最も確実な避難行動です！

右の図を参考に、状況に応じた避難行動を検討しておきましょう。

- ・ご自宅の危険性に応じて、避難所への避難が必要か
- ・親戚や友人の家などで安全を確保できる場所があるか
- ・ご自宅内の安全な場所での避難が可能か など

ただし、冠水した道路や暴風の中での移動はかえって危険な場合もあります。安全な場所への移動が危険な場合には、近くの頑丈な建物の2階以上や、ご自宅の中でも崖と反対側で、なるべく高い階の部屋などに避難してください。

いざという時に慌てず行動するための「マイタイムライン」の作成は右の二次元バーコードから



状況に応じた避難行動

- **安全な場所への移動**
避難所や高台、土砂災害警戒区域外の知人の家などに移動します。
 水平避難
- **近隣の高い建物等への移動**
近くの頑丈な建物の2階以上や、高い建物のなるべく上階に移動します。
 垂直避難
- **屋内の安全な場所への避難**
屋外への避難がかかっている危険なときは、崖とは反対側で、なるべく高い階の部屋などに避難します。
 屋内待機

避難所への移動だけでなく、これらすべての行動が避難行動です。

《問い合わせ先(ハザードマップ配布窓口)》

●土砂災害警戒区域に関すること

まちづくり局指導部宅地企画指導課：044-200-3035

※川崎区には土砂災害警戒区域がありません。その他の区役所では、自区版のみ配布しています。

●避難方法や日頃の備えに関すること

危機管理本部危機対策部：044-200-3682

●各区の避難・避難所に関すること (各区危機管理担当)

川崎区：044-201-3327 幸区：044-556-6610
中原区：044-744-3141 高津区：044-861-3147
宮前区：044-856-3114 多摩区：044-935-3146
麻生区：044-965-5115